

第 8 2 号議案

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
足立区子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年足立区条例第 4
2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。）」を削る。

第 7 条の 2 を次のように改める。

第 7 条の 2 削除

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

子どもに係る医療費の助成の範囲を拡大するため、この条

例案を提出いたします。